

大阪市総合設計許可取扱要綱の一部を改正する要綱

大阪市総合設計許可取扱要綱の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">大阪市総合設計許可取扱要綱</p> <p style="text-align: right;">制 定 昭和 54 年 4 月 1 日 最近改正 <u>令和 8 年 4 月 1 日</u></p> <p>(目 的)</p> <p>第 1 この要綱は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 59 条の 2 第 1 項、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 163 条の 59 第 1 項及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 18 条第 1 項の規定に基づく総合設計制度の許可に関し必要な事項を定めることにより、本制度の適正な運用を図り、もって土地の有効利用と市街地環境の整備改善並びに市街地の安全性の向上及び良好な市街地住宅の供給と促進に資することを目的とする。</u></p> <p>(許可方針)</p> <p>第 2 総合設計制度に係る許可は、建築計画が「総合設計に係る許可準則の改正について」（昭和61年12月27日付け建設省住街発第93号建設省住宅局長通達）、「総合設計許可準則に関する技術基準について」（昭和61年12月27日付け建設省住街発第94号建設省住宅局市街地建築課長通達）、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」（平成 2 年 7 月 3 日付け建設省住街発第100号建設省住宅局市街地建築課長通達）、「総合設計許可準則の一部改正について」（平成 2 年11月26日付け建設省住街発第148号建設省住宅局長通達）、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」（平成 2 年11月26日付け建設省住街発第149号建設省住宅局市街地建築課長通達）、「総合設計許可準則の一部改正について」（平成 7 年 7 月 17 日付け建設省住街発第71号建設省住宅局長通達）、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」（平成 7 年 7 月 17 日付け建設省住街発第72号建設省住宅局市街地建築課長通達）、「総合設計許可準則の一部改正について」（平成 9 年 6 月 13 日付け建設省住街発第74号建設省住宅局長通達）、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」（平成 9 年 6 月 13 日付け建設省住街発第75号建設省住宅局市街地建築課長通達）、「総合設計許可準則の一部改正について」（平成13年 9 月 10 日付け国土交通省住街発第95号国土交通省住宅局長通知）、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」（平成13年 9 月 10 日付け国土交通省住街発第96号国土交通省住宅局市街地建築課長通知）、「総合設計許可準則の一部改正について」（平成 20 年12月25日付け国住街第175号国土交通省住宅局長通知）、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」（平成20年12月25日付け国住街第176号国土交通省住宅局市街地建築課長通知）、「建築基準法第 59 条の 2 の規定の運用について」（平成23年3月25日付け国住街第186号国土交通省住宅局市街地建築課長通</p>	<p style="text-align: center;">大阪市総合設計許可取扱要綱</p> <p style="text-align: right;">制 定 昭和 54 年 4 月 1 日 最近改正 <u>令和 4 年 2 月 20 日</u></p> <p>(目 的)</p> <p>第 1 この要綱は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 59 条の 2 第 1 項、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）第 105 条第 1 項及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 18 条第 1 項の規定に基づく総合設計制度の許可に関し必要な事項を定めることにより、本制度の適正な運用を図り、もって土地の有効利用と市街地環境の整備改善並びに市街地の安全性の向上及び良好な市街地住宅の供給と促進に資することを目的とする。</u></p> <p>(許可方針)</p> <p>第 2 総合設計制度に係る許可は、建築計画が「総合設計に係る許可準則の改正について」（昭和 61 年 12 月 27 日付け建設省住街発第 93 号建設省住宅局長通達）、「総合設計許可準則に関する技術基準について」（昭和 61 年 12 月 27 日付け建設省住街発第 94 号建設省住宅局市街地建築課長通達）、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」（平成 2 年 7 月 3 日付け建設省住街発第 100 号建設省住宅局市街地建築課長通達）、「総合設計許可準則の一部改正について」（平成 2 年 11 月 26 日付け建設省住街発第 148 号建設省住宅局長通達）、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」（平成 2 年 11 月 26 日付け建設省住街発第 149 号建設省住宅局市街地建築課長通達）、「総合設計許可準則の一部改正について」（平成 7 年 7 月 17 日付け建設省住街発第 71 号建設省住宅局長通達）、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」（平成 7 年 7 月 17 日付け建設省住街発第 72 号建設省住宅局市街地建築課長通達）、「総合設計許可準則の一部改正について」（平成 9 年 6 月 13 日付け建設省住街発第 74 号建設省住宅局長通達）、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」（平成 9 年 6 月 13 日付け建設省住街発第 75 号建設省住宅局市街地建築課長通達）、「総合設計許可準則の一部改正について」（平成 13 年 9 月 10 日付け国土交通省住街発第 95 号国土交通省住宅局長通知）、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」（平成 13 年 9 月 10 日付け国土交通省住街発第 96 号国土交通省住宅局市街地建築課長通知）、「総合設計許可準則の一部改正について」（平成 20 年 12 月 25 日付け国住街第 175 号国土交通省住宅局長通知）、「総合設計許可準則に関する技術基準の一部改正について」（平成 20 年 12 月 25 日付け国住街第 176 号国土交通省住宅局市街地建築課長通知）、「建築基準法第 59 条の 2 の規定の運用について」（平成 23 年 3 月 25 日付け国住街第 186 号国土交通省住宅局市街地建築課長通</p>

知)、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定の運用について」(平成26年12月5日付け国住街第145号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条の規定の運用について」(令和3年10月20日付け国住街第157号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定の運用について」(令和3年12月20日付け国住街第186号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)及び「マンションの再生等の円滑化に関する法律第163条の59の規定の運用について」(令和7年12月26日付け国住街第125号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)の趣旨に基づき別に定める大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準に適合しているものであって、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ市街地環境の整備改善に資すると認められ、本市建築審査会の同意の得られるものについて行う。

また、本要綱の適用に当たっては、総合設計制度の趣旨に則り、総合的な判断に基づいて行うものとする。

なお、「総合設計制度による公開空地整備ガイドライン」(平成7年6月制定)の適用区域においては、当該ガイドラインを適用するものとする。

知)、「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定の運用について」(平成26年12月5日付け国住街第145号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条の規定の運用について」(令和3年10月20日付け国住街第157号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)及び「マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条の規定の運用について」(令和3年12月20日付け国住街第186号国土交通省住宅局市街地建築課長通知)の趣旨に基づき別に定める大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準に適合しているものであって、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ市街地環境の整備改善に資すると認められ、本市建築審査会の同意の得られるものについて行う。

また、本要綱の適用に当たっては、総合設計制度の趣旨に則り、総合的な判断に基づいて行うものとする。

なお、「総合設計制度による公開空地整備ガイドライン」(平成7年6月制定)の適用区域においては、当該ガイドラインを適用するものとする。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から実施する。